

第8回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年1月25日（木） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所2F 201・202 会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第14号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第15号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて |
| 日程第 5 | 報第16号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 6 | 議第52号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 7 | 議第53号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第54号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第55号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第56号 | 現況農地でないものの証明額に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第57号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第58号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第13 | 議第59号 | 農用地利用配分計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：木戸脇良昭、尾形博司、（代理）高井紀夫
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第8回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、全委員出席で、過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>11日の最適化推進委員との合同研修会、市長と語る会、新年会とご苦労様でした。新年会では委員の皆様には非常に盛り上げていただきありがとうございました。</p> <p>雪の心配も、当初は豪雪といわれていましたが、意外に少なくありがたかったと思っています。</p> <p>余談ではありますが、面白いお話がありましたので少し紹介したいと思います。人間が泣く時はしくしくと泣きますので4×9で36、また、笑うときは、はははで8×8で64。足して100。</p> <p>人生は悲しい時もあるけれど、楽しいことの方が倍くらいあるということでした。また、非常に悲しくて号泣してもそれは5×9で45。半分以下でしかないということです。とってつけたようなお話ですが、紹介させていただきました。</p> <p>本日もいろいろ議題がありますが、できるだけスムーズに進めていきますのでよろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。</p>

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 17番杉本 委員と、18番洞谷委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第14号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小笠原
農地主事

今回は53法人のうち3法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上3件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第15号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 記
書 記
今回は、1件の報告となります。
(一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長
以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第16号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

国府支所
高 井
地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は72筆です。
(調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明)
以上、報告いたします。

議 長
以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第52号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 記
書 記
今回は、1件の上程です。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、贈与を説明)
以上、1件、畑3筆 1,149㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第7 議第53号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 今回は、4件の上程です。

書 記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、4件、田畑7筆 2,226㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第54号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇書記	<p>本日は4件の上程です。</p> <p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>以上、4件、田畑5筆 2,490 m²についてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第9 議第55号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇書記	<p>今回は、7件の上程となります。</p> <p>(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)</p> <p>以上7件について、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第10 議第56号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。</p>

		事務局の説明を願います。
木戸脇書記		<p>今回は2件の上程です。</p> <p>非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。</p> <p>(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)</p> <p>以上2件、ご審議をお願いします。</p>
議長		<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第11 議第57号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>1番から7番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。</p> <p>委員案件について、事務局の説明を願います。</p>
尾形書記		<p>本日は52件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。</p> <p>(1番から7番について、受人が認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の存続期間及び新規の旨を説明)</p> <p>以上、田畑 14筆 7,894 m² についてご審議をお願いいたします。</p>
議長		<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、1番から7番について承認いたします。</p>

1 番から 7 番の関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして 8 番以降の説明をお願いします。

尾形書記 (8 番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別と存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田畑 84 筆 104,999.28 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第 12 議第 58 号 農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は 23 件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑 73 筆 89,319 m²について、新規 10 年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について、承認とします。

続きまして、日程第 13 議第 59 号 農用地利用配分計画 (案) について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は73件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の存続期間を説明)
以上、73件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 それではこれをもちまして、第8回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

杉本 彰信 委員

洞谷 由次 委員
